

# 日本協同組合学会 Newsletter

Vol. 23 No. 1 (通巻 56 号)

2011 年 9 月 21 日

## ～協同組合憲章草案（第 1 次案）の案内号～

発行 日本協同組合学会 責任編集 会長 村岡範男  
〒100-6837 東京都千代田区大手町 1 - 3 - 1 JA 全中教育部内  
Tel : 03-6665-6260 Fax : 03-3217-5073  
E メール : coopstudies-jimukyoku (アットマーク) zenchu-ja.or.jp  
ホームページ : <http://coopstudies.jp>

## 協同組合憲章草案へご意見をお寄せ下さい

協同組合憲章検討委員会・委員長 富沢賢治

当学会の第 30 回春季研究大会（2011 年 5 月 28 日）は、「協同組合の社会的価値を問う——国際協同組合年と協同組合憲章」をテーマとして開催されました。

周知のように、2009 年 12 月の国連総会は、2012 年を国際協同組合年とすると決議し、今後の経済開発における協同組合の役割に期待を示しました。

国連決議に促されて 2010 年秋に設立された日本の 2012 国際協同組合年全国実行委員会は、日本の協同組合運動をさらに発展させるために、協同組合憲章をつくり、協同組合の社会的価値を明らかに、協同組合の認知度を高め、政府の協同組合政策を改善させるという運動を開始しています。

国際協同組合年をめぐる世界と日本の動向については、2012 国際協同組合年全国実行委員会のホームページをご覧ください (<http://www.iyc2012japan.coop/>)。そこでは、協同組合憲章草案への意見募集について、下記のように述べられています。

2012 協同組合年全国実行委員会の重要な取組みの一つである「協同組合憲章（仮称）」の策定については、(1) 協同組合のアイデンティティと存在価値を協同組合自身が再確認すること、(2) 協同組合運動に対する社会と政府の認識度を高めること、(3) 政府に対しては、協同組合に関する政策を整備・充実するための指針を示すこと、を目的に進められてきました。

2012 協同組合年全国実行委員会の幹事会のもとに設置された「協同組合憲章検討委員会」（委員長：聖学院大学教授富沢賢治、ほか 21 委員）において検討が進められ、憲章草案の第 1 次案が 7 月 14 日の第 2 回全国実行委員会に報告され了承を得たことから、今後、各協同組合組織における討議、パブリックオピニオンの募集を経て、2011 年 12 月を目途に最終案をまとめる方向となっています。

全国実行委員会のホームページには、憲章草案だけでなく、参考資料が掲載されています。ご意見をお寄せくださる場合は、この参考資料もご覧くださるようお願いいたします。

協同組合憲章検討委員会の委員は、日本発のこの憲章を国際的な協同組合運動にとっても意義のあるものにしたいと願っております。そのような普遍的価値を持つ憲章にまで仕上げるためには、協同組合運動にかかわる多くの方々の想いをこの憲章に込める必要があります。また、この憲章の学問的な価値を高めるためには、日本協同組合学会の皆さまのご意見・コメントが必要です。ご協力をよろしくお願いいたします。

●協同組合憲章草案へご意見・コメントをお寄せいただける場合は、2011 年 10 月末日までに国際協同組合年全国実行委員会のホームページの「お問い合わせ」フォームからご提出をお願いします。

<http://www.iyc2012japan.coop/>

## 協同組合憲章 草案（第1次案）

2011年7月14日

### 1. 前文

世界は現在、経済的不況、環境汚染・エネルギー問題、多くの発展途上国の人口爆発と先進国の少子高齢化、頻発する地震・津波・噴火などの自然災害により、危機に直面している。なかでもわが国は、2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれにもなう原子力発電所事故によって、これまでの国土開発政策、エネルギー政策、社会経済政策、地域経済と地域社会づくりなどに、根本的な反省を迫られている。

一方、世界では発展途上国を含む多くの国で民主化が進み、市民の選挙によって生み出された政府が国づくり・社会づくりのイニシアチブを発揮するようになってきている。各国の市民社会化とともに国際社会の市民社会化が進み、各国が協力して社会経済問題に取り組む動きが強まっている。このような状況下で、市民たちが協同しておこなう事業と運動としての協同組合の意義が世界的に高まってきている。

協同組合は、組合員が出資し共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを満たすために、自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織である。（付属文書参照） 協同組合は、相互扶助の非営利の組織として、国民経済の一翼を担っている。

世界的金融・経済危機の下で、また、市場至上主義への危惧が表明される国際的潮流のなかで、2009年12月、国連総会は、2012年を国際協同組合年と宣言する決議を採択した。この決議は、世界各国の社会経済開発において協同組合がこれまで果たしてきた役割と、今日の社会経済問題の改善に貢献する可能性を評価したうえで、全加盟国の政府と関係者にたいし、この国際年を機に、協同組合への認知度を高め、協同組合を支援する政策を検討するよう促している。

国連のこの要請に応えることは、日本の協同組合と政府の責務である。協同組合は、自らの努力によって協同組合運動をいっそう発展させなくてはならない。また、政府は、協同組合の発展を促進するための制度的枠組みを整備しなければならない。

日本歴史上未曾有とされる東日本大震災では、政府による公的支援が遅れるなかで、多くの協同組合が、これまで培ってきた協同のネットワークを活用して、被災住民への支援を積極的に行なった。協同組合以外の分野でも、至るところで市民による多様な被災地支援が行なわれ、共助・協同への関心が高まった。社会を安定化させるためには、自己責任（自助）と政府の援助（公助）だけでは不十分であり、人びとの助け合い（共助）が必要だという社会認識が広まっている。

人びとの助け合いの絆を強化し、無縁社会を友愛社会に変え、疲弊する地域経済を活気づけ、日本の新しい未来を切り拓くためには、社会経済政策等の整備とともに、協同組合の発展が不可欠である。

協同組合を今後いっそう発展させるための基本的な理念と原則とを明らかにし、さらに政府にたいして、協同組合全体を貫く協同組合政策の基本的な考え方と方針を明らかにするよう求めるため、ここに協同組合憲章草案を定める。

### 2. 基本理念

近代的協同組合の起源は、19世紀の産業革命のもとで労働者、農民、消費者たちが生活を守るために自発的に取り組んだ協同の活動であった。協同組合は、イギリスの生活協同組合、ドイツやイタリアの信用協同組合、ドイツやデンマークの農業協同組合、フランスの労働者協同組合など、多様なルーツをもっているが、その共通の基本理念は、組合員の自助と共助、すなわち協同であった。協同組合は、経済的公正を求めて、経済的弱者の地位の向上に努めるとともに、組合員の出資参加・利用参加・運営参加といった参加型システムを発展させることによって、民主主義の学校としても機能してきた。協同組合はまた、「働きがいのある人間らしい仕事」を創出する主体として、その発展が期待されている。

今や協同組合の理念は世界中に広がり、現在、国際協同組合同盟（ICA）は、92カ国の協同組合・約10億人の組合員を擁する、世界最大の国際NGOとなっている。

このことは、世界が自由と平等のみでなく、それに友愛の原理を加えて安定した社会をつくろうとするようになってきたことの表れである。

日本でも、古くから講や結いなどの助け合いの仕組みが存在した。江戸時代末期には、大原幽学の指導で「先祖株組合」、二宮尊徳の指導で「小田原報徳社」など、道徳と経済を結びつけた萌芽的な協同組合が誕生した。明治以降は、海外の近代的協同組合の思想と実践が紹介され、当時の産業組合法のもとで、都市や農村においてさまざまな協同組合が産声を上げた。第二次世界大戦後も、各種協同組合法のもとで協同組合が設立され、協同組合は日本の社会経済、民主主義の発展に貢献してきた。普通選挙を基礎とする民主主義が定着し、市民が主権者になるとともに、普通の市民の事業としての協同組合が発展し、経済的・社会的に重要な役割を果たすようになってきた。「一人は万人のため、万人は一人のため」という言葉に集約される協同組合運動の思想が、国民各層に広く浸透してきた結果である。

今や日本は、延べ9,800万人の組合員と57万人の職員を擁する、世界でも有数の協同組合が活動する社会となっている。これらの協同組合は、主として農林漁業、商工業、金融、共済、消費生活などの経済の領域で活動してきたが、近年は医療・福祉、子育て支援、仕事おこし、買い物弱者への生活必需品の供給など、地域社会全般にかかわる公益的活動を強化させている。

阪神淡路大震災以降、NPOなどの市民組織が取り組む公共的な活動の重要性が目立つようになってきた。これは、政府が担う「公」と区別され、「新しい公共」と呼ばれているが、市民の自発的な協同の組織として公益的活動に取り組む協同組合は、新しい公共の担い手として位置づけられる。協同組合が新しい公共の担い手としていっそう成長していくためには、協同組合同士の協同を強め、地域住民やNPOなどのさまざまな組織と連携し、さらに行政との協働を促進して、地域社会のために活動することが必要とされる。

### 3. 政府の協同組合政策の基本原則

新しい公共の領域を発展させるためには、協同組合の自主的努力が必要とされる。そして、協同組合の自治と自立を尊重し、社会経済開発に貢献する協同組合の活動を支援する政府の役割が重要となる。政府は、協同組合政策に取り組むにあたって、基本理念をふまえたうえで、以下の原則を尊重すべきである。

#### (1) 協同組合の価値と原則を尊重する。

国連の「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざすガイドライン」(2001年)と、国際労働機関(ILO)の「協同組合の促進に関する勧告」(2002年)に留意し、ICAの「協同組合のアイデンティティに関する声明」(1995年、付属文書)に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重する。協同組合にさまざまな政策を適用するさいは、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意する。

#### (2) 協同組合の設立の自由を尊重する。

協同組合制度は、すべての市民に開かれている。政府は、市民が協同組合を設立する自由を尊重する。

#### (3) 協同組合の自治と自立を尊重する。

協同組合が積極的に自治と自立を確保・維持することを重視し、政府と協同組合との対等で効果的なパートナーシップをすすめる。

#### (4) 協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することを重視する。

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視する。震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体としての協同組合を有効に活用する。

#### (5) 協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置付ける。

これからの社会経済システムには、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められる。そのために、公的部門と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する。

#### 4. 政府の協同組合政策の行動指針

政府は、具体的な協同組合政策に取り組むにあたっては、上記の基本理念と基本原則をふまえたうえで、下記の行動指針を尊重すべきである。

##### [協同組合の活動の支援]

##### (1) 協同組合が地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むさい、その活動を支援する。

協同組合が安全・安心な食料などの確保、金融へのアクセス、地域の雇用・福祉・医療・環境・教育問題等の解決に取り組むさい、その活動を支援する。

##### (2) 地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する。

都市や農山漁村で市民の自主的な経済活動を促進し、就業機会を増やし、地域社会の活性化を図るために、地域のニーズに即して地域のさまざまな関係者や関係団体が参加できる「複合型協同組合」や、市民が協同して出資・経営・労働する「協同労働型の協同組合」など、新たな協同組合の設立を支援する。また、再生可能な自然資源を活用した協同組合方式の分散型エネルギー供給事業の創設を支援する。

##### (3) 地域社会の活性化を図るために、協同組合など地域社会に根ざす諸組織を支援する。

地域社会の活性化を図るために、協同組合振興条例やまちづくり条例などを制定し、協同組合・NPO・自治会など、地域社会に根ざす諸組織を支援する。

##### (4) 協同組合に関する教育・研究を支援する。

協同組合について理解する機会を増やすために、協同組合に関する教育を学校教育に導入し、大学において協同組合研究の機会を増やす。また、女性、高齢者、障がいのある者、自然災害の被災者たちが協同組合をつくるさいに、必要な教育と職業訓練の機会を確保する。

##### (5) 協同組合の国際的な活動を支援する。

地球温暖化、飢餓、貧困、社会的排除、多文化共生などに貢献する協同組合の国際的活動を支援する。また、発展途上国の協同組合の育成を支援するために、政府開発援助（ODA）の拠出等の支援をおこなう。とりわけ、国連のミレニアム開発目標への協同組合の貢献を強化するために必要な対策と支援をおこなう。

##### [適切な協同組合政策の確立]

##### (6) 協同組合に関する統一的な行政窓口を確立する。

協同組合政策の推進・調整を図るために、統一的な行政窓口を開設する。

##### (7) 協同組合の制度的枠組みを整備する。

協同組合が新しい公共の担い手として取り組めるよう、協同組合に関する法制度について必要な見直しをおこなうとともに、協同組合に共通する法制度についての検討を進める。また、税制、会計基準、自己資本規制などについて検討するにあたっては、協同組合の特質に留意する。

##### (8) 協同組合における定款自治の強化を支援する。

協同組合の地域的条件、事業内容、規模などに対応して柔軟な制度設計が可能となるよう、協同組合の事業運営やガバナンスにおける定款自治の強化を支援する。

##### [協同組合の実態把握]

##### (9) 協同組合についての包括的な統計を整備する。

協同組合が経済活動に与える影響を評価するために、包括的な協同組合統計を整備する。

## (10) 協同組合の社会的貢献について調査する。

協同組合の社会的役割を評価するために、協同組合による人づくり、絆づくり、まちづくり、自然環境保全活動などの社会的貢献について調査し、その結果を公表する。

## 5. むすび

世界的金融・経済危機、大規模自然災害等で、協同組合は社会経済を安定化させる役割を果たしてきた。経済と社会がグローバル化するなかで、協同組合は、地域社会に根ざし、人びとの助け合いを促進することによって、生活を安定化させ、コミュニティを活性化させる機能をもつ。

国際協同組合年を契機として、協同組合は、政府や自治体との協働を促進し、新しい公共がめざす「人びとの支え合いと活気のある社会」の実現を図る決意を表明する。また、政府は、コミュニティを活性化するうえでの協同組合の役割を認識し、協同組合セクターの発展を支援する。

## \* 付属文書

### 「協同組合のアイデンティティに関する声明」 (国際協同組合同盟、1995年)

#### <定義>

協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする。

#### <価値>

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

#### <原則>

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践するための指針である。

#### 第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織であり、性による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のあるすべての人びとに開かれている。

#### 第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権(一人一票)をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

#### 第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。

組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

- ・準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため。その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする。
- ・協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため。
- ・組合員の承認により他の活動を支援するため。

#### 第4原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なう場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう。

#### 第5原則 教育、研修、広報

協同組合は、組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに協同することの本質と利点を知らせる。

#### 第6原則 協同組合間協同

協同組合は、地域的、全国的、広域的、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

#### 第7原則 地域社会への関与

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。

(日本協同組合学会誌にもとづいて一部修正)

参加申し込みはお済みですか？

## 第 31 回大会 in 神戸大学

10月15日(土)

大会シンポジウム 9:30~17:00

神戸大学農学部C棟 C101 教室

テーマ「東日本大震災・原発事故からの復興——協同組合は何を提言できるか」

座長 冬木勝仁(東北大学大学院)

- |        |                               |                  |
|--------|-------------------------------|------------------|
| 第1報告   | 漁村・漁協への影響と復興の課題               | 濱田武士(東京海洋大)      |
| 第2報告   | リスク対応と協同組合間協同の必要性             | 五十嵐桂樹(みやぎ生活協同組合) |
| 第3報告   | 東日本大震災と共済                     | 宮地朋果(拓殖大学商学部)    |
| 第4報告   | 阪神淡路大震災における協同組合の経験と東日本大震災     | 川渕克枝(生活クラブ都市生活)  |
| 第5報告   | 原発事故と食料・資源・エネルギー問題に果たす協同組合の意義 | 高橋巖(日本大学)        |
| 第1コメント | 北川太一(福井県立大学経済学部)              |                  |
| 第2コメント | 海士美雪(特定非営利活動法人あしやNPOセンター)     |                  |
| 第3コメント | 佐藤一夫(福島県生協連)                  |                  |

### 【研究大会会場での書籍の販売について】

事前申し込みをお願いします。以下の項目を下記まで e-mail でご送付下さい。

団体名(個人の場合は個人名)・会員 or 会員外・担当者名・連絡先の住所〒電話番号 e-mail

展示や販売物の概要 申し込み締切: 9月30日(金) 必着

送付先: 常任理事 山口浩平 宛 kouhei.yamaguchi@jccu.coop

会員総会 17:10~18:00

大会シンポジウムに続き会員総会を開催します。会員の皆様のご出席を期待します。

懇親会 18:15~20:00

会場: 神戸大学生生活協同組合 LANS BOX 店1階

参加費: 参加申込ハガキで事前に参加申込をされた方は、一般会員 4,500 円、学生会員 2,500 円です。

当日参加者は、一般会員 5,000 円、学生会員 3,000 円とします。できるだけ参加申込ハガキで事前に申し込んで下さい。なお、懇親会参加費振込後は返金しません。

☆前号で同封の参加申込ハガキに必要事項を記入の上、9月30日(金) 必着で送付して下さい。

また、参加者・報告要旨集希望者は、下記口座に9月30日(金) までに送金して下さい。

**振込口座** 口座記号番号: 00920-6-171388番

口座名称: 日本協同組合学会第31回大会実行委員会

### 実行委員会連絡先

神戸大学大学院農学研究科 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1

小野雅之(大会実行委員長) Tel: 078-803-6457 E-mail: masaono@kobe-u.ac.jp

高田 理(実行委員会事務局長) Tel: 078-803-5842 E-mail: otakada@kobe-u.ac.jp

10月14日(金) エクスカーション 11:00 ~17:00

三宮駅 11時集合 参加費: 4000 円(現地で集金) 定員 25 名 マイクロバスで移動



●**グランメール**: 神戸市西区神出町で有機農業に取り組んでいる女性グループ「ヘルシーママ・SUN」

(12時頃~15時) が運営する有機農業体験型宿泊施設。活動状況について説明していただく。

オーガニックキッチン(レストラン)でランチ

●**賀川記念館**: 2009年に賀川豊彦の献身100年を記念して再建された。賀川督明館長と懇談。

(15時半~17時)

申し込み先: 山口浩平理事 yamac7702@auone.jp

## 10月16日(日) 地域シンポジウム 13:00~16:00

会場：神戸大学農学部 B101 教室

共通論題：「協同組合の地域貢献」

座長：小野雅之（神戸大学大学院）

座長解題 小野雅之 13:00~13:10

第1報告 「農と地域に根ざした活動による地域貢献—JA兵庫六甲の挑戦」 13:10~13:40  
藤田正幸（JA兵庫六甲企画管理本部 マネージャー）

第2報告 「コープこうべの地域コミュニティ活動」 13:40~14:10  
三宅康平（コープこうべ総合ネットワーク推進室 統括部長）

第3報告 「持続可能な社会づくりをめざすろうきんの事業活動」 14:10~14:40  
法橋 聡（近畿ろうきん地域共生推進室長）

休憩 14:40~14:55

コメント 14:55~15:10

コメンテーター未定

討論 15:10~15:50

座長まとめ 15:50~16:00

## 10月16日(日) 個別論題報告 9:00~11:30

下記の方々の申し込みがありました（順不同）

申請者名	所属	タイトル
姜 康董 (キョウ コウトウ)	広島大学大学院 生物圏科学研究科	農民專業合作社の類型に関する一考察 — 中国江蘇省の農民專業合作社の実態調査による
川崎広人	青島農業大学合作社学院生協技術顧問 (中国)	中国の大学生協設立のための日本の教訓
王 鉄億 桑畑恭介 伊藤勝久	島根大学大学院生物資源科学研究科 島根大学院連合農学研究科 島根大学生物資源科学部	中国西北部低開発農村地域における農民專業合作社の展開
村上真理	JA 広島信連	産直農産物における価値共創
田中佑佳	東京海洋大学応用環境システム学専攻	直売所における水産物販売と協同組合間協同 - 福岡県を事例として
秋葉武	立命館大学産業社会学部	生協を媒介とする農山漁村活性化—パルシステム生協を事例として
古野健治	生活クラブ都市生活	川口為治と神戸勤労者生協
橋本吉広	地域と協同の研究センター	ある中堅医療生協の軌跡と現在
小山良太	福島大学経済経営学類	原発事故・放射能汚染問題と協同組合間協同による対応
高橋祥世 小山良太	北海道大学 福島大学経済経営学類	原発事故が福島県葉タバコ生産に及ぼす影響と協同組合の取り組み
大島仁紘 日暮賢司	東京農業大学大学院農学研究科	信用事業の地域資金循環分析のフレームワークとその検証—幕別町農業協同組合を事例として
劉 海濤	鳥取大学連合農学研究科	中国における農村小額金融組織の経営形態に関する

戸澤太郎	日本大学大学院 生物資源研究科	地域の食・環境関連事業における地域金融の役割に関する研究—NPOバンクの事業展開を中心に
李 香淑 (リ ヒャンスク)	立教大学 21世紀社会デザイン研究科	地域コミュニティにおける韓国生協の福祉活動 —高齢者福祉事業を中心に
田原昇平 小松泰信 横溝功	岡山大学農学部総合農業科学科 岡山大学大学院 岡山大学大学院	フードバンクの社会的存在意義と資金問題
小林 元	(社) J C総研	J A トップアンケートにみる准組合員の現状と准組合員政策
小山良太	福島大学経済経営学類	総合農協における生活文化活動の展開と組合員政策
西井賢悟	社団法人長野県農協地域開発機構	組合員加入促進における総合ポイント制度の導入と准組合員対応
増田佳昭	滋賀県立大学	准組合員問題の構造と准組合員政策

## ★会員メーリングリストへの登録のおさそい

当学会では、会員どうしの情報交換、学会からのお知らせ等のためのメーリングリストを開設しております。現在、約130名の方が登録されています。メーリングリストへの登録をご希望の方は [coopstudies-jimukyoku](mailto:coopstudies-jimukyoku) (アットマーク) [zenchu-ja.or.jp](http://zenchu-ja.or.jp) へご連絡ください。

